

# **憲法の平和主義を踏みにじる「安保法制」の強行採決に 抗議するとともに、発動を許さず、廃止を求めます**

2015年9月24日 神奈川私教連執行委員会

安倍政権は9月19日未明、国民の6割以上が今国会での成立に反対している「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の2法案(以下、「安保法制」)を参議院本会議で強行採決しました。神奈川私教連執行委員会はこの暴挙に対し、満身の怒りをもって抗議するものです。

安倍政権が上程した「安保法制」(いわゆる「戦争法案」)は、国会論戦をとおして、アメリカの艦船に日本人が乗っていなくても集団的自衛権が行使されることや、イラン政府がホルムズ海峡の封鎖を否定していることなど、当初法案の必要性の根拠とした立法事実がないことが明らかになりました。また、自衛隊が行うとされている「後方支援」にいつさいの歯止めがなく、憲法が否定している武力行使につながることや、非人道兵器や劣化ウラン弾、核兵器の輸送までも法文上排除されていないことも明らかになりました。さらに、国会審議がはじまった日に、すでに法案の成立を前提とした検討が自衛隊内部で行われ、アメリカ軍との間で「軍軍間の調整所」を設置することにまでふみこんでいること、昨年12月には、訪米した河野統幕議長が「(「安保法制」は)来年夏までに終了する」とアメリカ軍に説明している資料の存在が明らかになるなど、シビリアンコントロールさえ疑われる状況です。衆参両院の特別委員会の審議がともに100回を超えてストップするなど、審議がすすめばすすむほど「安保法制」の必要性、論理性、整合性がなくなり、違憲性だけが明確になりました。

日本国憲法第98条は「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅、及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」としています。ほぼすべての憲法学者、元法制局長官、さらに元最高裁長官までもが「違憲」として、その成立に反対したいいわゆる「戦争法案」は、国会に提出すること自体が許されない違憲立法であり、「その効力を有しない」ものです。

「安保法制」反対の運動は青年、母親、学者・研究者、宗教者など、かつてない幅広い人たちが立ちあがり、目に見える行動を連日繰り広げてきました。神奈川私教連としても、2度にわたる署名運動、この法案が国会に上程されてからの国会前行動、9月6日(日)反町公園で開かれた神奈川緊急集会、終盤の国会前の連日の行動など、多くの組合員が立ち上がりました。また、9月12日(土)の臨時大会ではアピールを採択しました。

戦後、日本の教職員は、戦前の教育が先の侵略戦争に子どもたちをかりたてた痛苦の反省から、「教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンを確立し、大切にしてきました。この法案は日本を「戦争をする国」に変え、教育も「戦争をする国の人づくり」に変えられ、国家財政も教育・福祉から軍事予算中心に変えられるなどの危険性をもっています。私たちは、私学が独自に作ってきた創造的な教育内容が破壊される可能性を大いにはらんでいる、この「安保法制」を絶対に認めることは出来ません。

神奈川私教連執行委員会は憲法違反の「安保法制」(=「戦争法案」)の発動を許さず、ただちに廃止することを求める運動に全力を挙げて取り組む決意を、ここに表明します。

以上